資料３

令和７年度厚保くりYAMAMORIプロジェクト

推進協議会運営支援業務

企画提案書作成要領

令和７年４月

美　祢　市

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は美祢市（以下「市」という。）が実施する「令和7年度厚保くりYAMAMORIプロジェクト推進協議会運営支援業務」（以下「本業務」という。）に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

　参加者は、資料1「企画提案実施要領」を確認の上、本作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

１　企画提案書

　　参加者は、資料2「業務仕様書」を踏まえ、下記の各提案項目について企画提案書【様式2-1】により作成し、提案することとする。

(1) 実証の具体的内容に関する企画提案

(2) 作業スケジュール

(3) 業務の実施体制

２　費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書【様式2-2】を提出すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、美祢市長　篠田洋司あてに、参加者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、提出すること。

３　企画提案書等の提出部数

(1)　企画提案書　５部（正本１部・副本４部）

(2)　費用積算内訳書　５部（正本１部・副本４部）

４　その他留意事項

(1)　提案は、全て提案書に記載すること。

(2)　提案は１者につき１提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。

(3)　提案に当たっては、原則として、「1　企画提案書」に定める様式によること。ただし、必要記載事項が明記されていれば任意の様式によることも認める。